

第1章

計画の策定にあたって



1 • 計画策定の趣旨

1 趣旨

「ひょうご障害者福祉計画」は、本県の障害福祉施策を計画的に推進するための基本指針として位置付けられるものです。前計画の期間満了にあたり、新たに「第2期ひょうご障害者福祉計画」を策定します。

計画の対象期間である令和4～8年度の人口推移や地域情勢、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、福祉・医療・雇用・消費・地域安全など幅広い分野について、あるべき施策や望ましい社会像を想定し、その実現に向けて進んでいくための指針として策定します。

2 これまでの経緯

ア

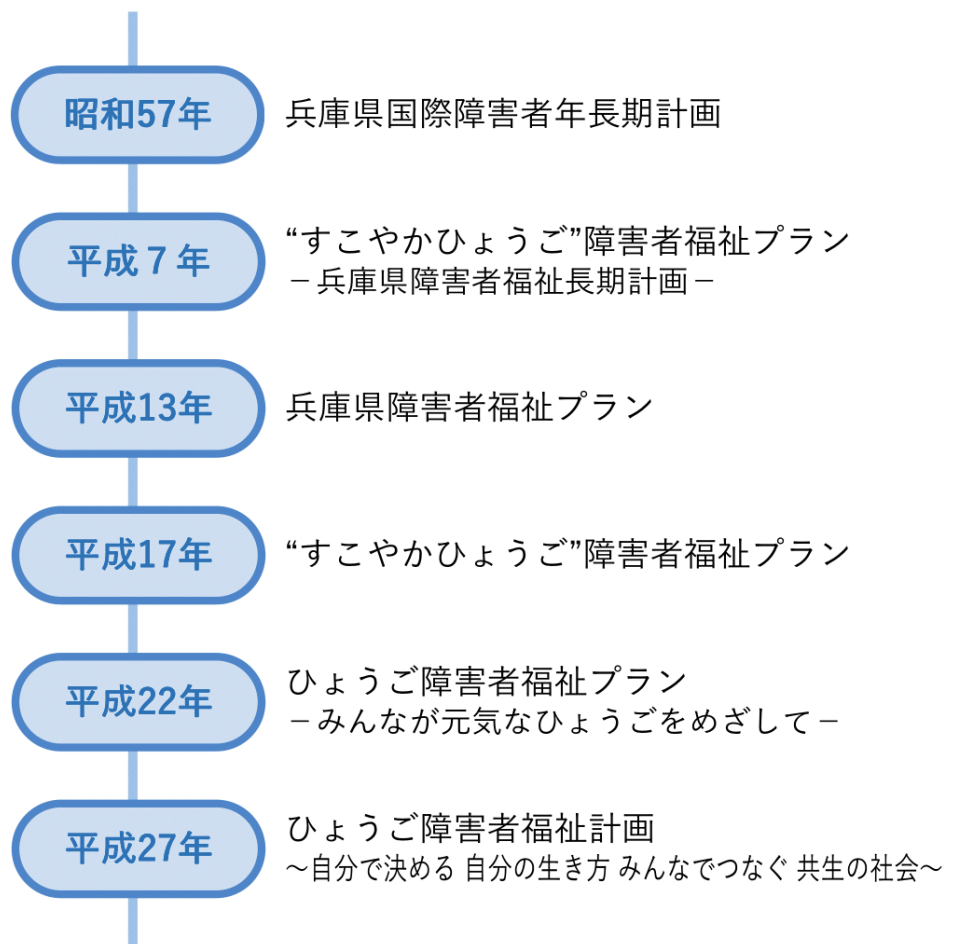
国の動向

- 戦後に創設された社会福祉制度（障害者福祉を含む）は、行政処分として地方公共団体が給付を決定する方式（**措置制度**）を中心としたものでした。
- 平成12年に始まった**社会福祉基礎構造改革**が行われ、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢に関わらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること」という基本理念のもと、「自己決定・自己選択」が可能となるよう、従来の措置制度の見直しが行われ、身体障害者・知的障害者及び障害児（居宅のみ）の障害福祉サービス利用については、平成15年度に措置制度から**利用契約方式**を中心とした**支援費制度**に移行しました。
- 平成18年には**障害者自立支援法**が施行され、障害特性に配慮しつつ、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）共通の枠組みにより、市町が中心となって障害福祉サービスを一元的に供給し、就労支援の強化や地域移行の推進などをめざした施策が展開されるようになりました。しかし、利用者負担の導入により、低所得者を中心とした過度の負担感や報酬の日額化に伴う事業者の収入減などの問題が生じたことから、激変緩和を目的として順次対策が講じられ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化支援などが行われました。
- 平成24年に、障害者自立支援法に代わる新たな法制度として、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出され、衆議院での修正等を経て、同年6月に成立しました。平成25年に「**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）**」が施行され、「人権の尊重」「地域における共生の実現」「社会参加機会の確保」「社会的障壁の除去」等の基本理念が明記されたほか、障害者の範囲に難病等が加えられるとともに、障害程度区分から、障害特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分への改定などが行われました。

- この間、平成19年に署名した障害のある人の尊厳と権利を尊重する「**障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）**」の批准に向けて、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）、地域社会での共生や社会的障壁の除去等を規定した改正障害者基本法のほか、障害者優先調達推進法、改正障害者雇用促進法、改正精神保健福祉法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）などの重要な法律が相次いで成立しました。
- また、令和3年には、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を必要とする医療的ケア児等を支援するための「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」、合理的配慮を企業等の民間事業者に義務づける「**改正障害者差別解消法（改正後3年以内に施行）**」が成立しています。

イ 本県の取組

本県では、国際連合が指定した「国際障害者年」の翌年である昭和57年に、本計画の前身である「兵庫県国際障害者年長期計画」を策定し順次改定を行ってきました。



また、平成17年に「**ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針**」を策定し、誰もが主体的に生き、支える社会の構築をめざしてきました。

平成30年には、「**ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例**」と、議員提案による「**障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例（ひょうご・スマイル条例）**」を制定・施行するとともに、この条例を契機に、基本構想と実施方策である総合指針を改定し、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を一層促進させています。

2 • 計画の位置付け

1 法律上の位置付け

「ひょうご障害者福祉計画」は、障害者基本法第11条第2項に規定される「**都道府県障害者基本計画**」として策定するものです。

本計画では、兵庫県の障害福祉施策の推進のための基本の方針や目標などを明らかにした上で、障害の有無や年齢・性別等に関わらず、誰もが安心して暮らすことができるユニバーサル社会の実現に向けて、県民、関係機関、支援団体及び行政等が取り組むべき総合指針として提示します。

ひょうご障害者福祉計画と兵庫県障害福祉実施計画の関係

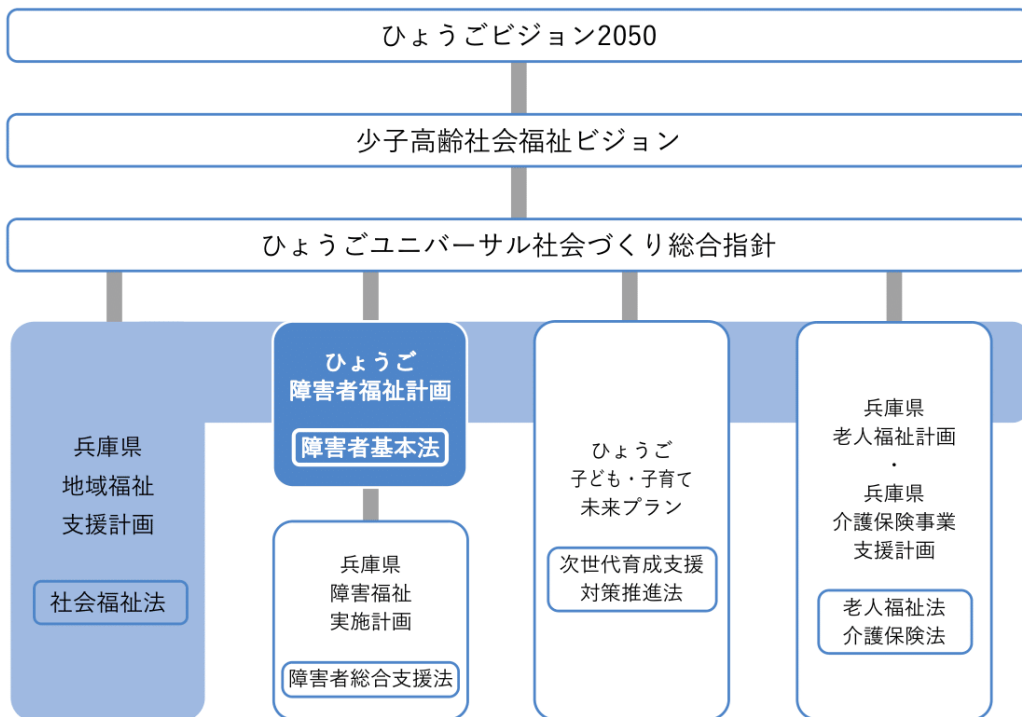
| 区分 | 第2期ひょうご障害者福祉計画 | 第6期兵庫県障害福祉実施計画 |
|---------|---|--|
| 策定根拠 | <p style="text-align: center;">障害者基本法</p> <p>第11条第2項 都道府県は、国の障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。</p> | <p style="text-align: center;">障害者総合支援法</p> <p>第89条第1項 都道府県は、(略)各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p> |
| 位置付け・内容 | <ul style="list-style-type: none"> 同法第10条に基づき、施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、かつ、有機的連携の下に総合的に策定、実施する必要がある。 施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第11条第1項に基づき国が策定する障害者基本計画を基本とする。 国の障害者基本計画では、生活環境、情報、防災・防犯、差別解消・権利擁護、自立生活・意思決定支援、保健医療、雇用・就業、教育、文化芸術活動・スポーツ、国際協力等について定められている。 | <p>【法定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス等の必要な見込量 障害者支援施設の必要入所定員総数 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 <p>【定めるよう努めるべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス等の必要見込量の確保方策 障害保健福祉圏域ごとの指定障害福祉サービス、相談支援従事者の確保又は資質向上のための措置 障害者支援施設サービスの質の向上のための措置 等 |
| 計画期間 | 法律上の規定なし | 同法第87条に基づき厚生労働大臣が定める「基本指針」で3年と規定 |
| 国の所管 | 内閣府 | 厚生労働省 |

2 本県における計画の位置付け

兵庫県では、本計画の上位計画に相当し、県民が共にめざし県政の基本指針ともなる「ひょうごビジョン2050」、急速な少子高齢化や人口減少社会の到来を踏まえて策定した「少子高齢社会福祉ビジョン」及びユニバーサル社会づくりを進めようとする全ての人々が共有すべき理念と実現に向けた取組の基本方向を明らかにするために策定した「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」があります。

本計画は、県民とともに描いた県政の基本方針「ひょうごビジョン2050」のめざす姿「みんなが生きやすい地域」「安心して子育てできる社会」「安心して長生きできる社会」を実現する障害福祉分野の実行プログラムです。また、障害者施策のうち、障害福祉サービスの提供体制等に関する実施計画としての**兵庫県障害福祉実施計画の上位計画であるとともに、福祉にとどまらず、雇用や教育などの分野を含む、障害者施策に関する総合的かつ基本となる計画**です。また、地域における高齢者、障害者、児童その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込んだ「兵庫県地域福祉支援計画」をはじめ、他分野の福祉計画と調和・整合性を保つものです。このほか、兵庫県保健医療計画等、医療、雇用、消費、地域安全など幅広い分野の計画とも調和を図っています。

障害福祉分野の計画体系



わが国が平成19年に署名し平成26年に批准した障害者権利条約との整合性を確保するため、条約の理念を随所に反映させています。



3 障害者権利条約との関係

3 • 対象期間と政策評価

1 対象期間

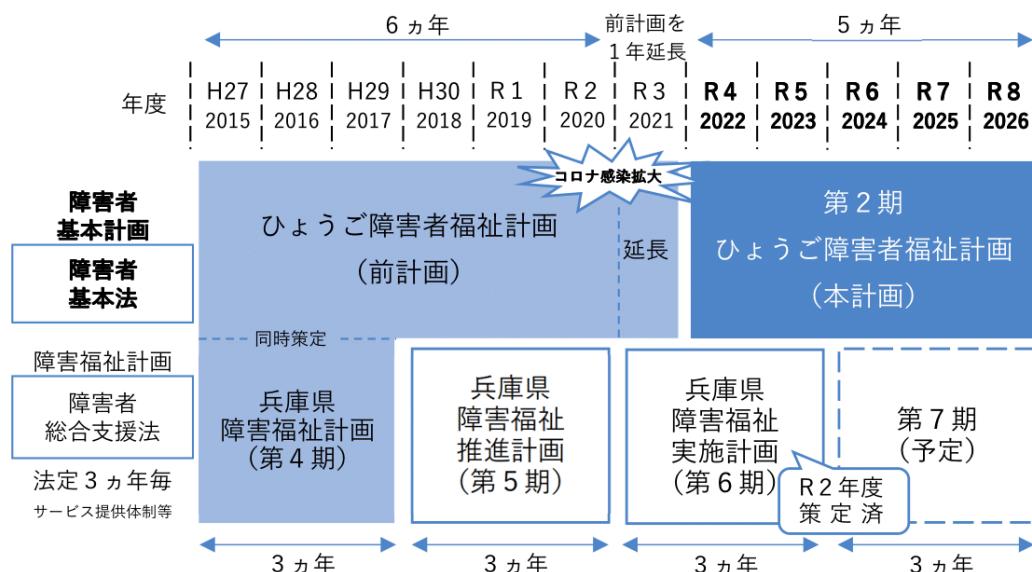
令和4年度（2022） ▶ 令和8年度（2026）
5 ㇿ年

都道府県障害福祉計画である「兵庫県障害福祉実施計画」の対象期間が厚生労働省告示の規定に基づき3ㇿ年であることから、都道府県障害者基本計画である本計画は、実施計画と施策や方向性の統一を図るため、対象期間を6ㇿ年とし、令和2年度に両計画の改定を予定していました。

しかし、令和2年に世界中で感染が拡大した**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）**は、わが国でも感染者が増加するなど国民生活に多大な影響を及ぼし、障害のある人の日常生活における様々な課題が顕在化しました。

ひょうご障害者福祉計画の改定にあたり、新型コロナウイルス感染症が社会に与えた影響を踏まえ、**ポストコロナ社会**を見据えた方策を盛り込む必要があることから、令和3年度に十分な意見聴取と議論を経た計画とするため、前計画を1年延長し、第2期計画を令和4年度から8年度の5ㇿ年計画としました。

計画と対象期間



進捗状況等については兵庫県障害福祉審議会では報告・議論を行い、必要に応じて障害福祉実施計画の該当部分を見直すことにより、PDCA (Plan - Do - Check - Action) サイクルに実効性を持たせ、障害福祉施策を実施していきます。



2 政策評価

4 • 計画の対象

障害者基本法第2条では、「**障害の社会モデル**」という考え方を反映し、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しています。

本計画では、上記の障害児（者）等に加えて、ひきこもり状態にある人や障害がある人の家族など、様々な背景・要因によって支援や配慮が必要な人も対象としています。

障害の社会モデル

以前は、「障害」とは、個人の心身機能の障害に着目して、個人の努力で残存機能の拡大や喪失機能の代替により社会適応を目指すとする、「**障害の医学モデル**」の考え方がとられていました。

しかし、現在では、平成13年のICF（国際生活機能分類：WHO）や平成18年に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約において示されたように、「**障害**」は、**個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであり、環境の改善等により社会的障壁を取り除き、障害のある人の主体的な完全参加を目指すことは社会全体の責任である**という、社会環境に着目した「**障害の社会モデル※**」の考え方へと変化しています。

社会的障壁の種類と例

物理的：公共交通機関、道路、建物等で物理的に生じるもの（段差、狭い通路等）
 制度的：教育、就労、地域生活で、能力以外で機会が均等でないもの（イベントへの参加等）
 情報面：音声や文字等の情報が提供されないことで生じるもの（音声のみのアナウンス等）
 意識上：偏見、差別、無関心等

※ 例えば、車いす利用者にとっては、段差や階段が障壁になり「障害がある」ことになりませんが、スロープやエレベータがあれば移動が可能です。**車いす利用者は何も変わっていませんが、周囲の環境が変わったことにより「障害がなくなって」います。**
 また、心身機能に障害がない人にとっても、階段がない高い壁は登ることができず「障害がある」ことになりませんが、階段があれば登ることができます。

このように、**社会モデルでは、障害とは、心身機能に障害のある人と、周囲の人の態度や環境との相互作用で生じるものであり、単なる医学的な見方により、障害のある人を弱者と考えたり、支える立場と支えられる立場に分けて考えるべきものではありません。全ての人々が、この「障害の社会モデル」の考え方を理解し、社会全体の人々のこのころのあり方や制度、まちづくり等の環境を、誰もが利用・参加しやすく変えていくことが必要です。**

※ この社会モデルへの転換は、**従来の自立観の変化が必要**であることを意味します。
 一般的には、自立とは誰（何物）にも頼らないことと捉えられていますが、そうではなく、「**自らの生き方を自分で決めることができる**」ことが自立であり、「**支援を受けながらの自立（福祉サービスを利用しながら自分らしく生きる）**」が広く社会に受け入れられることを目指す必要があります。

※ なお、障害の社会モデルの考え方においても、**障害のある人の心身機能の障害の除去・軽減のための医療が、安全に安心して豊かに生活するための手段として重要である**ことに変わりはありません。

5 • 推進体制（国・県・市町等の役割）

「ひょうご障害者福祉計画」の推進にあたり、国や県、市町が適切な役割分担を行い、障害のある人や関係団体、支援者等さまざまな機関等が互いに協力するネットワーク（連携）体制を構築する必要があります。

地方自治法では、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本としており、必要な行政サービスは、個別の法律の規定において、住民に身近な地方公共団体（特に市町村）が自主的かつ総合的に実施することとなっています。

障害福祉行政においても、障害のある人にとって最も身近な存在である市町が第一義的な実施主体となり、地域の特性や事情を生かしたサービスの展開を行っています。国や県は、広域的調整や技術的助言、市町で処理することが困難な事案への対応などを行います。

想定される役割分担

| 主体 | 役割 | （参考）地方自治体で規定される役割 |
|----|---|---|
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> 全国的に統一して定めることが望ましい基本方針の決定、法令整備、制度設計等 全国的規模・視点で行うべき施策・事業の実施 県・市町への財政的支援、助言等 | <ul style="list-style-type: none"> 国際社会における国家としての存立にかかわる事務 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務 全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> 県計画等による全県の方針等の決定 市町だけでは対応困難又は非効率な広域的、専門的な福祉ニーズへの対応 先進的な取組の企画・実施による市町への普及 専門的人材の育成 市町への財政的支援、助言等 | <ul style="list-style-type: none"> 広域にわたるもの 市町村に関する連絡調整に関するもの その規模又は性質において、一般の市町村が処理することが適当でない認められるもの |
| 市町 | <ul style="list-style-type: none"> 市町計画等による市町方針の決定 自立支援給付等の障害福祉サービスの第一義的な実施主体 地域の生活課題（ニーズ）の把握及び事業実施による対応 住民への情報提供・相談支援体制の整備 住民等による福祉活動の促進等 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するとされているものを除き、地域における事務及びその他の事務で法律又は政令により処理することとされるもの |
| 民間 | <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等の提供 インフォーマル（非公式）なサービスの提供 地域での支え合い等 | |